

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	墓地等の整備改善その他の強制処分命令		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第19条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 墓地、埋葬等に関する法律第19条 (施設の整備改善その他の強制処分命令) 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。		
処分基準 設定年月日	昭和23年4月1日	処分基準 最終変更年月日	平成23年12月14日
所管部署	環境部 環境保全課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。